



ニュースリリース 平成 27年 8月 14日

「ご家族・おともだちご紹介プログラム」の実施について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、「ご家族・おともだちご紹介プログラム」を実施いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当行とお取引のあるお客さまから、世帯・世代を超え幅広くお客さまをご紹介いただく取り組みです。昨年度はキャンペーンとして実施してきましたが、多数のご応募をいただくなどご好評であったため、恒常的に実施することといたしました。

当行は、今後とも、お客さまのさまざまな金融ニーズにお応えし、サービスの向上に努めてまいります。

記

【プログラム内容】

名 称	ご家族・おともだちご紹介プログラム
対 象	個人および個人事業主のお客さま（20 歳以上）
内 容	当行とお取引のあるお客さまが当行にご家族やおともだちを紹介し、紹介を受けたお客さまが下記のいずれかのお取引をした場合、ご紹介者さま、紹介を受けたお客さま両方に現金 1,000 円をプレゼントします。 【対象となる取引】 (1)新規で投資信託口座を開設し、下記のいずれかのお取引をいただいた場合 ・投資信託 50 万円以上を一括購入 ・積立投資信託（5 千円以上）のご契約 ・NISA 口座のお申し込み (2)新規で外貨預金の口座を開設し、下記のいずれかのお取引をいただいた場合 ・外貨定期預金を 50 万円以上一括預入 ・外貨積立預金のご契約 (3)住宅ローン・マイカーローン・教育ローン・カードローンのいずれかをご契約いただいた場合

※ 詳しくはチラシをご参照ください。



歓迎!

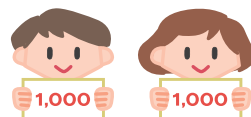
ご家族・おともだち

ご紹介 プログラム

お客様が紹介してくれた方が、所定のお取引をすると…

お客様にご紹介してくれた方それぞれに

もれなく! **現金 1,000円をプレゼント!**



＼ 対象のお取引 ／



投資信託の
新規口座開設



NISA口座の
新規開設



株式投資信託
50万円以上の購入



積立投信

毎月5千円以上の積立契約



外貨預金の
新規口座開設



外貨定期預金
50万円以上の購入



外貨積立預金

毎月5千円以上の積立契約



マイカーローン
ご契約



住宅ローン
ご契約



教育ローン
ご契約



カードローン
ご契約

詳しくは中面をご覧ください ▶

ご家族・おともだち ご紹介プログラム

ご紹介を受ける方が対象のお取引をしていただくと、ご紹介をした方とご紹介を受けた方の両方に現金 1,000 円をプレゼントさせていただきます。

ご紹介プログラムについて



ご紹介をする方

常陽銀行で口座をお持ちのお客様が対象です。

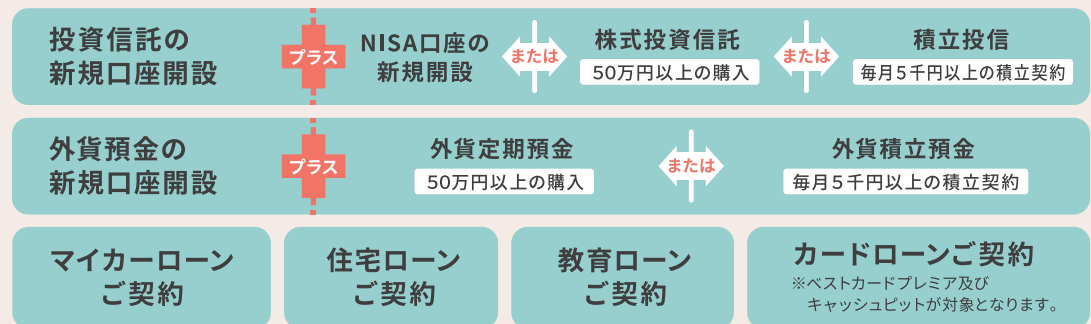
ご家族・ご友人で、資産運用やローンのお取引を検討されていらっしゃる方がいましたら、是非紹介をお願いします。

何人でも
紹介OK!



ご紹介を受ける方

ご紹介を受けた方が下記に該当するお取引をしていただくと・・・



もれなく!

ご紹介をした方・ご紹介を受けた方それぞれに

現金 **1,000円** をプレゼント!

たくさん紹介して取引をして
もらえば、その分現金がもらえる!



プレゼントの内容は事前の予告無く変更となる場合があります。詳細は裏表紙のプログラムに関するご説明事項をご参照ください。住宅ローン、教育ローン、マイカーローン、カードローンについては、審査の結果ご希望に添い兼ねる場合、プログラム対象となりませんのでご了承ください。複数のお客様を紹介していただき、それらのお客様が所定のお取引をしていただいた場合は、お取引していただいた人数分 × 現金 1,000 円をプレゼントさせていただきます。現金は指定の普通預金口座に入金させていただきます。

ご紹介プログラムで現金を受け取るためのエントリー方法

用紙に直接記入して窓口へ提出する方法と、インターネットから申込む方法の2通りいずれからでもできます。

※ご紹介カードはご提出日から 6 か月間有効です。

エントリー方法 ①

当行窓口へご提出

ご紹介カードを
銀行窓口へ提出する方法

持参いただく方は、ご紹介をする方、
ご紹介を受ける方いずれでも問題ございません。

ご紹介カード

ご紹介をする方
ご紹介を受ける方

常陽銀行

窓口



エントリー方法 ②

インターネットでの申込み

インターネットから
エントリーをする方法

下記アドレスからエントリーいただけます。

<http://www.joyobank.co.jp/shokai/>



エントリーページ

ご紹介をする方
ご紹介を受ける方

常陽銀行

インターネット



ご家族・おともだち ご紹介プログラム

ご紹介カード

ご紹介カードをご提出いただくことで、プレゼントの対象となります。

店頭窓口以外（インターネット、郵送）で対象取引をされた場合でも、本紹介カードのご提出または、インターネット上の応募フォームからのエントリーが必要です。

ご紹介をする方 ご紹介者様	フリガナ			
	お名前			
	ご住所	〒		
	お電話番号	()		

ご紹介を受ける方 ご家族・ご友人	フリガナ			ご本人様 (ご紹介者様) との関係	☐ ご家族（配偶者） ☐ ご家族（親子・兄弟） ☐ ご友人 ☐ 同僚 ☐ その他（ ）
	お名前				
	ご住所	〒			
	お電話番号	()			
	勤務先		お電話番号	()	

ご紹介カードの記入内容に不備がある場合、現金のプレゼントができないことがあるためご注意ください。

個人情報について ご記入いただいた個人情報は、常陽銀行の個人情報保護方針に基づき管理します。法令に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、他に利用および提供することはありません。

銀行 使用 欄	ご紹介者様 (ご本人様)	店番	CIF	銀行担当者
ご紹介を受ける方 (ご家族・ご友人)	店番	CIF	銀行担当者	
受付日		年 月 日	※ご紹介カードを受領した日	

ご紹介プログラムに関するご説明事項

●ご紹介カードによるご紹介プログラムのエントリーについて

- ご紹介カードをご提出いただくと、ご紹介いただいた方のプログラム対象取引を確認したうえで、現金をプレゼントさせていただきます。一度ご提出していただいたご紹介カードは、ご提出日から6ヶ月間有効です。
- ご記入いただいたご紹介カードは、店頭にて受付しております。受付後、常陽銀行の担当者からご紹介いただいた方へ連絡をさせていただきます場合があります。その際は、ご紹介者様からご紹介いただいた旨をお伝えしますので、ご了承ください。
- ご紹介プログラムは、ご紹介カードのご提出のほか、インターネットからもエントリーをすることができます。

●ご紹介をする方（ご紹介者様）について

- ご紹介者様は、ご自身のお名前、お電話番号、ご住所等をご記入のうえ、ご家族やご友人様等に「ご紹介カード」をお渡しください。ご紹介カードは、ご紹介者様とご紹介いただく方のお名前、ご住所等の必要事項をすべてご記入のうえ、ご紹介者様またはご紹介いただく方が常陽銀行の窓口にお持ちください。
- 対象は個人の満20才以上の方となります。
- インターネットからご紹介プログラムのエントリーをすることができます。
- 複数のお客様を紹介していただき、それらのお客様が所定のお取引をしていただいた場合は、お取引していただいた人数分×現金1,000円をプレゼントさせていただきます。

●ご紹介を受ける方について

- ご紹介を受ける方が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合、暴力団排除条項に基づき、お取引を停止または解約させていただきます。
- 上記以外にも審査の結果お取引いただけない場合がございます。予めご了承ください。
- ご紹介を受ける方は、ご紹介プログラムのエントリーをしていただいたうえで、所定のお取引をしていただければ、プログラムの対象となります。
- インターネットを利用した取引もプログラムの対象となりますが、その場合でもご紹介カードの提出または、インターネット上の応募フォームからのエントリーが必要です。
- 対象は個人の満20才以上の方となります。

●現金のプレゼントについて

- 現金のプレゼントは、ご紹介をいただいたお客様がプログラム対象のお取引をしていただいた月の2ヵ月後を目安に、預金口座へ入金いたします。
- 入金時、対象取引がなくなっていた場合（口座を解約している等）は、プレゼントの対象外となります。

ご注意

以下の場合にはプログラムの対象になりません。

- ◎「名義貸し」「名義借り」によるお申込み
- ◎ブログ等で紹介者を募る等、営利目的の勧誘行為があった場合

※今後、予告なくプログラムの内容変更、またはプログラムの取扱い中止をすることがあります。

投資信託をお申込みの際のご注意事項

●投資信託のご購入の際は、下記の点をご確認いただき、お客様ご自身の判断と責任においてお申込みいただきますようお願いいたします。

- 投資信託は、預金保険または、投資者保護基金の対象商品ではありません。
- 投資信託は預金と異なり、元本及び分配金の保証はありません。基準価額は組み入れ有価証券の値動きや為替相場の変動など（外国証券には為替リスクがあります）により上下し、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。
- お申込みの際は、契約締結前交付書面等をよくお読みください。
- 投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象になりません。

●契約締結前交付書面等は、当行本支店及び出張所にご用意しております。

●ご投資から換金、償還までの間に次のような費用を直接または、間接的にご負担いただきます。なお、ファンドごとにご負担いただく費用及びその金額は異なりますので、契約締結前交付書面によりご確認ください。投資信託のご購入の際には、ご購入金額またはご購入の概算金を前受けでお預かりしますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

- お申込み手数料／お申込み代金に対して最大3.24%（消費税込）
- 信託報酬／ファンドの純資産総額に対して最大年率2.0304%（消費税込）
- 信託財産留保額／換金時の基準価額に対して最大0.5%
- その他諸費用（有価証券等の売買及び保管ならびに信託事務にかかる諸費用についても、信託財産から差引かれます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率及び上限額等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客様がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。）

外資預金をお申込みの際のご注意

- 為替相場の変動により、対円相場の預入時と払戻時と比較して、払戻時の方が円高となった場合にはその差額が為替差損となり、元本を下回る元本割れリスクがあります。
- お利息の課税について、個人のお客様には源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となり、マル優の適用は受けられません。
- お預入時、お引き出し時に為替手数料がかかります。したがって、往復の為替手数料がかかりますので、為替相場に変動がない場合でも、お受取の外貨の円換算額がお預入れ時の払い込み円価額を下回る「元本割れリスク」があります。
- 預金保険の対象外となります。くわしくは窓口へ備付の契約締結前交付書面をご覧ください。

詳しくは、**常陽**の窓口、または**常陽**ハローセンターまで



0120-380-057

お気軽にお問い合わせください。

受付時間 平日／9:00～20:00 ※ただし、祝日、年末年始、ゴールデンウィーク期間中を除く

株式会社常陽銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第45号 加入協会：日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会

ベストパートナーバンク



常陽銀行

<http://www.joyobank.co.jp>

平成27年7月現在 営推27-074-2